

鹿児島女子短期大学学則

昭和40年4月1日 制定
平成30年3月29日 最終改正

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第6条）
- 第2章 授業科目及び教育課程（第7条・第8条）
- 第3章 単位の履修方法・卒業及び学位の授与（第9条－第19条）
- 第4章 学年・学期・休業日及び授業日数（第20条－第23条）
- 第5章 入学・休学・転学及び退学（第24条－第36条）
- 第6章 学納金（第37条）
- 第7章 教職員及び教授会（第38条・第39条）
- 第8章 賞 罰（第40条・第41条）
- 第9章 外国人留学生（第42条）
- 第10章 科目等履修生及び特別聴講学生（第43条・第44条）
- 第11章 専攻科（第45条－第53条）
- 第12章 附属施設及び公開講座（第54条－第60条）
- 第13章 学生寮等・保健施設（第61条・第62条）
- 補 則（第63条・第64条）

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は鹿児島女子短期大学と称し、教育基本法並びに学校教育法の趣旨に則り人格の完成をめざして高度の一般教育を受けると共に児童教育、生活科学及び教養に関する専門の知識技能を習得せしめ、以て社会の福祉に貢献し得る有能にして教養豊かな文化的女性を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律26号）第109条第2項の規定に基づき、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(学科及び修業年限)

第4条 本学に次の学科を置き、修業年限を2年とする。ただし、学生の在学期間は4年を超えることができない。

(1) 児童教育学科

(2) 生活科学科

生活科学専攻 生活福祉専攻 食物栄養学専攻

(3) 教養学科

(教育研究上の目的)

第5条 本学の学科又は専攻課程ごとに、教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 児童教育学科

子どもの成長にとって重要な乳幼児期及び学齢児童期における教育と福祉に関わる専門的な知識・技能と豊かな情操及び高い倫理観を持ち、実践的能力を身につけた幼稚園教諭・小学校教諭・保育士の養成を目的とする。

(2) 生活科学科

生活科学専攻

心身共に健康に生きるための知恵と力を養い、人々の健康を創造できるよう指導する能力と、保健・養護分野の領域において、社会で役立つ実践的な能力を身につけた人材の養成

生活福祉専攻

介護福祉士として深い人間理解ができ、実践的能力を身につけた介護リーダーの育成を目指し、心身の状況に応じた最も適切な介護等を行うことができる人材の養成

食物栄養学専攻

給食実務に強く、的確な栄養指導と食教育ができる栄養士の養成を目指し、健康の基盤である食物と栄養についての専門知識と技術を身につけ、地域社会の人々の健康づくりに貢献できる人材の養成

(3) 教養学科

実務教育と教養教育を柱とした実践的教育により、ビジネス実務能力と情報処理能力を身に

つけ、社会で活かせるコミュニケーション能力を備えた、グローバル化時代に幅広く対応できる人材の養成

(学生定員)

第6条 本学の学生定員を次のとおり定める。

学 科 ・ 専 攻 別	入 学 定 員	収 容 定 員
児 童 教 育 学 科	240人	480人
生 活 科 学 科		
生活科学専攻	0人	0人
生活福祉専攻	30人	60人
食物栄養学専攻	100人	200人
教 養 学 科	100人	200人
計	470人	940人

第2章 授業科目及び教育課程

(授業科目)

第7条 本学に開設する授業科目を、一般教養科目、専門科目及び教職科目等に分ける。

(教育課程)

第8条 本学の教育課程は、別に定める。

第3章 単位の履修方法・卒業及び学位の授与

(単位計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教育効果を考慮して必要があるときは30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(試 験)

第10条 課程修了の認定は試験によることを原則とする。試験は学年末又は学期末にその履修した科目について、筆答、論文、実技等の方法により行う。ただし、受講時数が、出席すべき時数の3分の2に満たないときは、その授業科目について受験資格を失うものとする。

- 2 病気その他止むを得ない事由のため試験を受けなかった者で学長が妥当と認めた者は、追試験によって単位修得の認定を受けることができる。
- 3 試験の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(評 価)

第11条 各授業科目の評価は、優、良、可、不可の評語をもって表示し、可以上を合格として単位を与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学生が入学する前に行った高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修）

第13条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により、他の短期大学又は大学において修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

（外国の短期大学又は大学における学修）

第14条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が休学することなく、外国の短期大学又は大学に留学し、学修することを認めることがある。

2 前項の規定により、学生が留学をして得た学修の成果については、第13条及び第15条の単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

（高等専門学校の専攻科又はその他の教育施設における学修）

第15条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を認めることがある。

2 前項の規定により、当該高等専門学校の専攻科その他文部科学大臣が別に定める学修の成果については、第13条の単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（卒業の要件）

第17条 本学に2年以上在学し、本学所定の教育課程により、次に示す単位の総計において児童教育学科、生活科学科、教養学科共に62単位以上を修得した者を卒業と認定する。

(1) 一般教養科目については14単位以上

(2) 専門科目については46単位以上

(3) 一般教養科目及び専門科目のうちから選択した2単位以上

（学 位）

第18条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（教育職員免許状・資格の取得）

第19条 本学の各学科、専攻（コース）において取得できる教育職員免許状又は資格は次のとおりである。

学 科	専攻 (コース)	取得できる免許状・資格
児童教育学科	(小・幼・保コース)	小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状 司書教諭資格 保育士証
	(幼・保コース)	幼稚園教諭二種免許状 保育士証
生活科学科	生活科学専攻	養護教諭二種免許状 中学校教諭二種免許状(保健) 医療秘書実務士認定証 第一種衛生管理者免許証
	生活福祉専攻	介護福祉士受験資格 レクリエーション・インストラクター資格 介護保険実務士認定証 福祉メイクセラピスト認定証 医療秘書実務士認定証
	食物栄養学専攻	栄養士免許証 栄養教諭二種免許状 フードスペシャリスト受験資格 専門フードスペシャリスト(食品開発)受験資格 専門フードスペシャリスト(食品流通・サービス)受験資格
教養学科		ビジネス実務士認定証 上級ビジネス実務士認定証 上級ビジネス実務士(サービス実務)認定証 秘書士認定証 上級秘書士認定証 上級秘書士(メディカル秘書)認定証 情報処理士認定証 上級情報処理士認定証 ウェブデザイン実務士認定証 司書資格
全学科共通		日本茶アドバイザー認定証 ピアヘルパー受験資格 社会福祉主事任用資格 介護職員初任者研修修了証明書

2 前項に掲げる教育職員免許状又は資格を取得しようとする者は、履修規程に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第4章 学年・学期・休業日及び授業日数

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業 3月16日から3月31日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があれば教授会の議を経て前項の休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第23条 年間の授業を行う時期は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 入学・休学・転学及び退学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学を志望することのできる者は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(入学出願手続)

第26条 入学志願者は、大学指定の入学願書に検定料27,000円を添えて指定の期日までに願い出なければならない。出願手続についてはその都度公示する。

(選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第28条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けたものは、所定の期日までに、本学所定の誓約書(保証人連署)を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

- 2 保証人は、原則として学生の保護者を当てなければならない。保証人は学生の在学中の一切の責任を負うものとする。
- 3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(身分等の異動)

第29条 保証人が死亡又はその条件を欠いたときはこれを変更し、身分、住所などに異動のあったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

(休学)

第30条 病気その他止むを得ない事由により、3か月以上修学することができない者は、保証人連署で事前に休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な事由書を添えるものとする。

(休学の期間)

第31条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは学長の許可を得て延長することができる。その期間は通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は第4条の在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学中の者がその事由がなくなったときは、復学願を提出しなければならない。

(再入学又は転入学)

第33条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学科等)

第34条 転学科及び転専攻(以下「転学科等」という。)を志願する者があるときは、その転学科等を許可することがある。

- 2 転学科等に関して必要な事項は別に定める。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その事由を記し保証人連署で願い出て学長の許可を得なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第31条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第6章 学 納 金

(学納金)

第37条 本学が徴収する学納金は、学費、学外実習費及び委託徴収金とする。

2 学納金の区分、金額及び徴収の方法は、別に定める。

第7章 教職員及び教授会

(教職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

(教授会)

第39条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の議事及び運営については別に定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第40条 本学の学生で、学業人物共に優秀で他の範とするに足る者、又は奇特の行為のあった者は、教授会の議を経て表彰することがある。

(懲 戒)

第41条 教育上必要があると認めるときは、教授会の議を経てその情状により戒告、停学又は退学の処分を行う。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の事由がなくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第43条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、学則の定めるところにより単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 本学において他の短期大学又は大学との協議により当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 専攻科

(専攻科)

第45条 本学に専攻科を置く。

(目的)

第46条 専攻科は、各専攻に関する専門科目について、短期大学の基礎の上に精深な程度において特別な学術を教授し、その研究を深めることを目的とする。

(専攻科名及び学生定員)

第47条 専攻科の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員	収容定員
児童教育専攻	30人	30人
生活科学専攻	10人	10人
食物栄養専攻	10人	10人
計	50人	50人

(修学年限)

第48条 専攻科の修学年限は1年とする。ただし、在学期間は2年を超えることはできない。

(入学資格)

第49条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子であって、かつ本学が行う選考の結果適当と認められた者でなければならない。

ただし、食物栄養専攻は、栄養士免許証を取得している者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(教育課程)

第50条 専攻科の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第51条 本学の専攻科を修了するためには、1年以上在学し、前条に定める教育課程により児童教育専攻及び生活科学専攻にあつてはそれぞれ26単位以上、食物栄養専攻にあつては32単位以上を修得しなければならない。

2 所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(学費)

第52条 専攻科の学費等については、第37条を準用する。

(規程の準用)

第53条 本章に規定するもののほか、第9条から第11条、第20条から第24条、第26条から第30条、第32条、

第35条、第40及び第41条の規定は、専攻科の学生にも準用する。

2 この他、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 附属施設及び公開講座

(附属図書館)

第54条 本学に附属図書館を設ける。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属幼稚園)

第55条 本学に実習施設として附属幼稚園を設ける。

2 附属幼稚園に関する規則は、別に定める。

(南九州地域科学研究所)

第56条 本学に南九州地域科学研究所を設ける。

2 南九州地域科学研究所に関する規則は、別に定める。

(附属博物館)

第57条 本学に附属博物館を設ける。

2 附属博物館に関する規則は、別に定める。

(学生支援センター)

第58条 本学に学生支援センターを設ける。

2 学生支援センターに関する規則は、別に定める。

(キャリアセンター)

第58条の2 本学にキャリアセンターを設ける。

2 キャリアセンターに関する規則は、別に定める。

(実習センター)

第58条の3 本学に実習センターを設ける。

2 実習センターに関する規則は、別に定める。

(地域連携センター)

第59条 本学に地域連携センターを設ける。

2 地域連携センターに関する規則は、別に定める。

(公開講座)

第60条 生涯学習、現職教育及び女性文化向上のため、本学に公開講座を設けることがある。

第13章 学生寮等・保健施設

(学生寮等)

第61条 遠隔の地よりの通学生または自宅外通学を希望する学生のために、本学は学生寮を設け、必要に応じて、カレッジマンションを設ける。

2 学生寮及びカレッジマンションに関する規則は、別に定める。

(保健室)

第62条 本学に保健室を設け、教職員並びに学生の健康管理に当たる職員を置く。

(補則)

第63条 この学則を施行するにあたり必要な規則は、別に定める。

第64条 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の規定は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第57条の規定は、平成18年9月14日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 科・専 攻 別	収容定員
児 童 教 育 学 科	480人
生 活 科 学 科	
生活科学専攻	70人
生活福祉専攻	70人
食物栄養学専攻	200人
教 養 学 科	200人
計	1,020人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年12月20日から施行し、平成28年11月10日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第6条及び第19条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻別	収容定員
児童教育学科	480人
生活科学科	
生活科学専攻	30人
生活福祉専攻	60人
食物栄養学専攻	200人
教養学科	200人
計	970人

附 則

この学則は、平成30年3月29日から施行する。